

食品安全委員会（第883回会合）議事概要

日 時：令和4年12月20日（火） 14：00～14：42

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか6名出席

動画配信：一般10名、報道1名、行政5名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 3品目
シフルフェナミド
チオジカルブ及びメソミル
プロチオコナゾール

- ・ 農薬及び動物用医薬品 3品目
イミダクロプリド
クロチアニジン
ピペロニルブトキシド

- ・ 動物用医薬品 1品目
プラレトリン

- ・ 農薬 7品目
1,3-ジクロロプロペン
アセタミプリド
イソチアニル
イミダクロプリド
クロチアニジン
ジノテフラン
チアメトキサム

→厚生労働省及び農林水産省並びに担当の浅野委員から説明

農薬「チオジカルブ及びメソミル」については、農薬第五専門調査会において、農薬及び動物用医薬品「ピペロニルブトキシド」については、動物用医薬品専門調査会において審議を行った後に農薬第三専門調査会において、動物用医薬品「プラレトリン」については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

農薬「プロチオコナゾール」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「シフルフェナミド」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

農薬「1,3-ジクロロプロペン」「アセタミプリド」「イソチアニル」「ジノテフラン」及び「チアメトキサム」については、農薬第一専門調査会において、農薬及び動物用医薬品「イミダクロプリド」及び「クロチアニジン」については、農薬第一専門調査会において審議を行った後に動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

・ 動物用医薬品 1品目

クロチアニジン及び*d*・*d*-T80-プラレトリンを有効成分とする畜舎噴霧剤（ヌーベルショット、トリプルアクセル）

→農林水産省から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会において、審議することとなった。

(2) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について
(第27回：令和4年9月30日時点)

→事務局から報告